

長崎労働局発表
令和7年11月7日（金）

報道関係者 各位

【担当】

長崎労働局労働基準部

賃金室長 木場 孝行

賃金指導官 池田 和美

電話 095-801-0033

令和7年度長崎県最低賃金改正(953→1,031円)の周知に係る 街頭キャンペーンを実施します！



令和7年度の長崎県最低賃金(時間額 **1,031円**)は、**令和7年12月1日(月)**から
発効します。

長崎労働局(局長 倉永 圭介)では、県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者
に対し、「新たな最低賃金額の履行確保」のため、「賃金引上げを支援する各種支援施
策」と併せ、長崎県及び連合長崎の協力の下、下記により街頭キャンペーンを実施し
ますので、本件周知へのご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、長崎労働局では、管下の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)と
連携してこれらの周知を図ると共に、賃金引上げを支援する「**業務改善助成金**」等の
各種支援策を県内の中小企業・小規模事業者の皆様に一層ご活用いただくよう併せて
周知に努めてまいります。

【街頭キャンペーンの内容】



- 1 日時 令和7年11月11日(火) 17:30~18:15(予定)
- 2 場所 長崎市浜の町アーケード(長崎市浜町4-11 ハマクロス様前付近)
- 3 主催 厚生労働省長崎労働局、日本労働組合総連合会長崎県連合会
(連合長崎)
- 4 協力 長崎県
- 5 内容(17:30開始予定)
 - ①開会挨拶(長崎労働局長)
 - ②長崎労働局長を先頭に、参加・協力機関の協力を得て、長崎県最低賃金
額等を表記したウェットティッシュを配布することにより、周知の取組み
を行います。
 - ③閉会挨拶(連合長崎会長)